

定 款

株式会社 アルペン

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アルペンと称し、英文では、Alpen Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品およびその部品の製造、加工、修理、売買、賃貸借ならびに輸出入業
 - a スキー・スノーボード・ゴルフ・テニス等の各種スポーツ用品
 - b キャンプ用品・釣具・自転車等のレジャー用品
 - c スポーツ用衣類・レジャー用衣類・紳士服・婦人服・子供服等の衣料品
 - d 日用雑貨品および玩具
 - e 医療機器、医療用具、介護用品および護身用防犯用具
2. 貴金属、宝石、時計、眼鏡、装身具、化粧品、美術工芸品、家具、文房具、携帯電話等の移動体通信機器、民芸品、旅行用諸物品、軽飲食物・健康食品・菓子等の飲食料品、酒類および煙草の売買ならびに輸出入業
3. 次の施設の企画、設計、開発および経営
 - a ゴルフ場・スキー場・ゴルフ練習場等の各種スポーツに関する施設
 - b 飛行場、駐車場、遊園地および遊戯場
 - c 温泉利用施設および旅館・ホテル等の宿泊施設
 - d レストラン・喫茶店等の飲食店
4. ゴルフ会員権・スポーツクラブ会員権等前号に定める施設の利用に関する会員権の売買および募集に関する事業ならびにこれらの会員制クラブの企画および経営
5. 鉄道事業法に基づく鉄道事業および索道事業
6. 各種スポーツに関するスクール事業
7. 古物売買業
8. インターネットによる通信販売業
9. 不動産の売買、賃貸借、管理および運用
10. 土木工事および建築工事の設計、施工ならびに監理
11. 金融業、損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
12. ゴルフ・スキー等の各種スポーツに関する催事、芸能興行、宴会および展示会等各種イベントの企画、運営ならびに主催に関する事業
13. 印刷業、出版業、広告業、宣伝業およびこれらの事業に関する企画

14. 音声・映像に関するソフトウェアの企画、制作および販売
15. 工業所有権・著作権等の知的財産権の取得、譲渡および貸与
16. 労働者派遣事業
17. 自動車、船舶および航空機の売買、賃貸借ならびに輸出入業
18. 自動車・店舗用什器・事務用品等のリース業
19. コンピューターソフトウェアの開発およびコンピューターによる計算業務
20. 倉庫業、自動車運送事業、貨物運送取扱事業、産業廃棄物運搬業、通関業および不定期航空運送事業
21. 旅行業法に基づく旅行業
22. 旅客鉄道会社およびその他の運輸機関の乗車船券類ならびに映画・演劇・催事等の各種興行の入場券の販売
23. 前各号に関する事業の代理、媒介、取次および請負業
24. 前各号に関する情報提供およびコンサルティング業
25. 前各号に関する事業への投資
26. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、125,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 9 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、17名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(損害賠償責任の一部免除)

第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 剰余金の配当としての期末配当は毎年6月30日、中間配当は毎年12月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第43回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第43回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。